

敷網漁業の許可等の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格
火光利用いわし棒受網	幡多郡大月町安満地松島小島から愛媛県愛南町天巖ノ鼻を見通した線以東の高知県海域。ただし、定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域のうち旧小筑紫四漁協管理分（内外ノ浦、小筑紫、大海及び栄喜）以外の漁業権区域を除く。	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
	幡多郡大月町柏島赤灯台から愛媛県愛南町天巖ノ鼻を見通した線以東の高知県地先海域のうちアの区域を除いた区域。ただし、定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域のうち旧小筑紫四漁協管理分（内外ノ浦、小筑紫、大海及び栄喜）以外の漁業権区域を除く。	8月1日から9月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者